

資料提供

茨城県県民生活環境部
廃棄物規制課不法投棄対策室
室長補佐：三島 昇
TEL 029-301-3033

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和4年5月26日
茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者の氏名及び住所	田城 芳一 (久慈郡太子町大字北田気817番地38)
許可番号	第00801076795号
処分年月日	令和4年5月25日
処分内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分理由	田城芳一が、法第16条の2の規定に違反し、平成30年10月2日に水戸簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、同月19日に当該略式命令が確定したことは、法第7条第5項第4号ニに該当し、当該事実は、法第14条第5項第2号イに該当する。